

報告事項シ

鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の辞職
について

鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の辞職について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により次のとおり報告します。

平成30年7月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

区 分	氏 名	職 名 等	辞 令 日
鳥取県教育審議会委員	なかい たいちろう 中井 太一郎	鳥取県高等学校PTA連合会長	平成30年6月9日付
鳥取県教育審議会委員兼 鳥取県社会教育委員	おおろ のぶゆき 大呂 延幸	鳥取県PTA協議会長	平成30年6月3日付